

令和7年3月17日

保護者各位

蟹江町教育委員会

令和7年度学校給食費保護者負担金の軽減について（お知らせ）

日頃は、蟹江町給食センターの運営について、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、蟹江町におきましては、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、「令和7年度学校給食費負担軽減事業」を実施することとし、去る3月14日に開催されました蟹江町議会にて承認されましたので、保護者の皆様にお知らせいたします。

軽減内容や徴収方法など取り扱いについては、下記のとおりですのでご承知おきいただきますようお願いいたします。

記

- 1 負担軽減額
給食費保護者負担金の半額を減額
(小学生1食当たり230円のうち115円、中学生1食当たり270円のうち135円)
- 2 減額期間
令和7年4月分から令和7年7月分までの4か月間
- 3 負担軽減対象者
蟹江町立小中学校に通学する児童生徒
- 4 保護者負担金の徴収方法
減額後の半額相当額(小学生1食当たり115円、中学生1食当たり135円)を毎月喫食数に応じて徴収します。

担当 蟹江町給食センター

電話 0567-95-1594